

平成20年12月24日

平成20年

第12回教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成20年第12回教育委員会定例会会議録

平成20年12月24日午後2時00分大田区教育委員会定例会を開催した。

1 出席委員

高山美智子	委員	委員長
野口和矩	委員	委員長職務代理者
櫻井光政	委員	
渡邊盛雄	委員	
清水繁	委員	教育長

計 5 名

2 出席した職員

教育委員会事務局次長	金澤 彰
庶務課長	下遠野 茂
教育改革担当課長	薄 根 幸
施設担当課長	石 井 一 雄
学務課長（私学行政担当課長兼務）	清 水 耕 次
指導室長（教育センター所長兼務、 幼児教育センター所長兼務）	鈴 村 邦 夫
社会教育課長	榎 田 隆 一
大田図書館長	平 野 秀 康

計 8 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条及び大田区教育委員会会議規則第3条により、第12回大田区教育委員会定例会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 高山 美智子

○委員長

ただいまから、平成20年第12回教育委員会定例会を開催する。

○委員長

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数である。よって会議は成立した。次に会議録署名委員の指名を行う。本日の会議録署名委員に清水教育長を指名する。

日程第1 「教育長の報告事項」

○委員長

教育長から報告を求める。

○教育長

1 大田区基本計画（素案）区民意見交換会について

大田区基本計画（素案）に対する区民の率直な意見を聞くために区民意見交換会を開催した。区民約100名が参加し、大田区からは区長をはじめ副区長、私、そして関連する部課長が出席した。

(1) 地域力と国際都市 明治学院大学 青山教授

冒頭に青山教授から地域力と国際都市という2つのキーワードの説明があった。

地域力については、地方分権を進める上で重要なキーワードになるだろう。現在、国と東京都、東京都と大田区という三層構造の層の関係は、基本的に平等・対等関係であることは法的に明らかになっている。しかし、最終的な住民自治は、地域の特性に応じて政策を決定するということであり、これが地方分権の流れである。

今後は自治体内部の地域と区の関係の中で、地域が自立し、地域のことは住民が決定するという住民自治の方向に動いていこう。それを進めるための概念として地域力は重要である。住民が意思決定をするということは、議会のあり方や執行機関としての区長部局、区長、副区長のあり方や位置づけ、具体的に地域の中で住民が意思決定するための組織がどうなるのかなどが課題となるが、住民自治がさらに進化した形での地方分権が今後想定されるのではないかと。

また、国際都市については、羽田空港は2010年に旅客数において世界第2位となることが予想されている。羽田空港は都心からも近く、文字どおり日本の中枢空港となる。やはり大田区においても、羽田空港を区政の重要な課題と受け止め、まちづくりを進めていくことが、将来の大きな発展につながるのではないかと。

国際都市と地域社会というのは非常に関連し合う事柄である。住民が自主的に地域のことを決定する力と外国から多くの方々が集い、それらの方々の文化と共生し

ていくことが大事である。国際都市としての文化の共生も、地域がしっかりしているからこそ成り立つということであった。

(2) 質疑応答

この意見交換会の中で区民から寄せられた質問に、教育関係のものが1点あった。調布地区のスポーツ施設充実の要望である。

現在、教育委員会としては、当面の課題として区のスポーツ振興の拠点となる総合体育館の平成23年度中の完成に向けて準備を進めており、約80億円という多大な経費もかかる。まずは、このことに全力投入し、しっかりとした対応をしていきたい。また、区長も、調布地区にスポーツ施設をつくりたいという考えは持っている。しかしながら、適当な土地がないこと、また、来年度あたりから財政的に厳しくなることが予想されるなど、課題はあるが今後十分な検討をしたいと答えた。

2 区立学校におけるUSB紛失事件について

12月19日に糀谷中学校教員が個人情報入りのUSBメモリーを紛失するという事件が起きた。事実関係については現在調査中であるが、飲酒をした上で、校長の許可なく持ち出した個人情報入りのUSBメモリーが入ったバックを紛失したとの報告を受けている。今年5月にも同様の事件が田園調布小学校で起き、校長会を通じて厳しく注意し、各学校において個人情報の持ち出しについては徹底的に管理するように指示したにも係わらず、このような事件がおき、非常に腹立たしく、また区民の皆さんには申し訳ないと思っている。事件が再発する背景には、やはり学校の管理体制と教員一人ひとりの意識に非常に問題があるということである。

区長に報告をした際にも、教員の意識改革を徹底的に行わなければならない。また、個人情報がいかに大切なものかという自覚が欠如しているのではないか。個人情報に対する感覚が麻痺しているのではないかという厳しい指摘をいただいた。

全教員にパソコンを導入し、その対策を立てていこうという矢先の話である。仮に、いくら設備投資をし、技術的に対応ができるようになったとしても、使用する教員の自覚がなければ問題は解決しない。教員の個人情報に対する意識改革を図るため、その指導方法や校長の責任も含め、もう1度対応を考え、今後このようなことが起きないように徹底的に取り組んでいきたい。

3 他自治体の学力向上への取り組み

「地球発、どうする日本、変わる義務教育、学ぶ力をどう伸ばす」というNHKの番組があった。その中で、ゆとり教育から学力重視の流れに対して、全国的な取り組みを取材し、それに基づき議論をするという内容であった。いくつかの事例を紹介する。

1つめは、秋田県である。小学校が全国学力テストでトップになった。中学校も第3位という好成績あった。この秘密は、20数名の児童数に対し教員2人が対応する少人数学級である。また、家庭での復習がきちんと取り組まれており、繰返し学習が定着していることにもあるという。

2つめは、京都市である。小中一貫プログラムをつくり、学力向上を目指す。その

内容は、小学校から中学2年生までの間に義務教育で必要な学習をし、中学3年生では受験対策ができるようなプログラムであり、その試みが始まったとのことである。これについては、実証的なものが今後の課題だと思う。品川区でも小中一貫校に取り組んでいるが、明確に学力向上という目的を掲げているかはわからない。

そして、3つめは、対照的な取り組みとして競争という要素を否定している愛知県犬山市である。犬山市は学力テストに参加しない唯一の教育委員会であり、その理念として、競争は決してよくない。子どもたちがクラスの中で学び合うことによって、教える側になった子も学ぶし、教わる側の子も一緒になってほかの子たちと学び合うことによって理解が高まってくるし、コミュニケーション能力も意欲も高まってくるというものである。クラスの子どもを4人ずつのグループに分け、そのグループがうまく学び合いの機能を果たすよう教員はファシリテーターのような役割をすることが必要なのだということである。

では、実際に学力は向上しているのだろうか。民間の学力調査の結果では、かなり高い数値が出ている。教員が教えると分からないけれど、子ども同士で教えあうことによって理解が深まる。また、子どもの説明する力やコミュニケーション能力、そして学ぼうとする意欲が向上していくということでは、1つの参考になるかと感じている。

4つめは地域の力で学校を支援する事例として、学校図書館の整備があげられていた。図書の整理が十分にできておらず、子どもが図書館をほとんど利用しないという中で、地域に呼びかけ、図書の整理や貸出業務、子どもたちへの読み聞かせなどを行ってもらった。その結果、子どもたちが本を好きになり、読書力が向上し、学力も向上したという。

このほかにも、横浜市教育委員会が大量の団塊の世代の退職の結果、新たに採用された教員の指導力を向上させるために研修所をいくつか設ける。そこでは有能に校長経験者がコンサルタントとなって、教員の悩みを聞き、解決のノウハウを培っていくということも紹介されていた。

この番組を見て感じたのだが、小中一貫校で学力向上というのは狭い意味での学力向上に止まってしまうのではないか。小学校時代などは、もっと遊ばしてもいいのではないか。私たちが子どもの頃を振り返ってみても、それほど勉強ばかりしていたわけではない。むしろ遊ぶ時間の方が多かったのではないか。そういう要素があまり取り上げられていなかった。私は子どもの遊ぶ時間を確保しながら、メリハリをつけて勉強していく仕組みづくりが必要ではないかと思う。

最後になるが、同じ番組で大阪府の事例も取り上げられていた。大阪府は全国学力テストの結果が小・中学校ともに最下位クラスである。大阪府の場合は共働きなどで子どもの帰宅時間に保護者がいないため、子どもの勉強の面倒をみることができない家庭が多いという実態があるらしい。秋田県とは対照的な状況である。学校によっては週2回程度補習授業を行っているが、それだけでは不十分であるということである。

同じように、共働きなどの事情があり、子どもの学習の面倒を見ることのできない家庭の多い自治体では、どうやって秋田県のように家庭学習の時間を確保するのが非常に大きな課題であり、難しい問題である。

○委員長

教育長の報告に質問、意見はないか。

○櫻井委員

USBメモリーの紛失の件について確認したい。
紛失したUSBメモリーは教員の私物であるのか。

○教育長

教員所有の私物のUSBメモリーである。
過去数年間にわたる生徒の個人情報等が入ったままになっており、データを複製したUSBも所持しているようである。

○櫻井委員

了解した。

○委員長

ほかに質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第2 「部課長からの報告事項」

○委員長

部課長からの報告を求める。

○教育改革担当課長

資料) 第3回教育懇談会 次第

1 2月9日に開催した第3回教育懇談会について報告する。

当日は、策定委員会で検討した新教育プランの体系と6つのアクションプランについて、資料1・2により説明をした。

まずは資料1に基づき、新教育プランが大田区基本構想と基本計画の分野別個別計画、そして教育基本法第17条2項に基づく教育振興基本計画に位置づけられること、大田区基本構想の基本理念・目指すべき将来像・基本目標、平成14年度に決定した大田区の教育目標、そして新教育プランのコンセプトと6つの重点施策について説明した。次に資料2に基づき、基本計画と新教育プランの体系を説明し、アクションプランは体系内の事業がいくつか合わさっていること、また5か年の年次計画や目標達成、成果指標を示してより実効性のある計画とすることを話した。

その上で各委員がアクションプランをもとに意見を交わした。その一部を紹介する。

- ・ 重点施策が6つのアクションプランとしてよくまとまっている。
- ・ 「6 地域力育成アクションプラン」が成功して、初めて「5 地域とともに歩む学校づくりアクションプラン」がうまくいく。
- ・ 重点化したことがよかった、特に「5 地域とともに歩む学校づくりアクションプラン」の地域とともに歩むという表現が良い。
- ・ 何が重要なのか、地域ごとに段階的に時間をかけて考えてもいいのではないかな。
- ・ 参加する人が方向性に賛同しないとなかなか動いてもらえないと思う。
- ・ 自分や相手を大切にするという健康観を持つことが大事である。学校教育の現場で、健康教育や生活習慣の確立に取り組んでいただきたい。
- ・ 自ら考え、行動し、まちの未来を拓く区民を育てるために、乳児期、幼児期、小学校、中学校など各時期にどのようなスタンスで育てるかを明確にすることが大切ではないかな。
- ・ 健康やあいさつなどは、学校がすべてやるのではなく、まず地域が取り組み、それから学校もという方がいいのではないかな。
- ・ 生きる力がやはり大切なので、豊かな心、道徳に重点を置いてほしい。
- ・ 中学校で武道が必修になる。武道やたくましい心と体づくりを入れてほしい。
- ・ キャリア教育にあたっては、教員も社会や企業の実態を知ってほしい。そうすれば地域との連携もしやすくなるのではないかな。
- ・ 学校支援ボランティアはリストだけでは人柄などがわからないので、なかなか活用されていない。学校支援コーディネーターは学校の要望などを理解した人ではないといけないのではないかな。
- ・ 保護者の教育が必要。

以上のような各委員の経験に基づく具体的な意見いただいた。会議の内容については、議事録が整いしだい、ホームページに掲載する。なお、各委員には資料を検討の上、更なる意見を1月20日までに提出いただくようお願いしている。

次回の第4回教育懇談会は2月12日に開催する予定であり、この傍聴の周知は2月1日号の区報で行う。

○学務課長

特別支援学級の増設について報告をする。

区立小学校の情緒障害通級学級は現在12学級120名定員であるが、現在60数名の通級待機児童がいる。来年度の新1年生となる通級希望児童数等を考慮すると現在の定員120名では対応が難しい。そこで、平成21年度には馬込第三小学校に1学級定員10名を増設するとともに、地域バランスを踏まえたい上で新たに4校に1学級10名定員を新設し、17学級170名定員としたいと考えている。

情緒障害学級の増設については、今後、東京都に要望していくとともに、学校を通じてPTA、地域の方々にご理解、ご協力をお願いしていく。また使用する教室などの改修工事が必要となる。学校側と十分に調整しながら、学校運営に支障が生じないように取り組んでいく。

○社会教育課長

資料)平成20年度大田区文化祭実施結果報告(部門別/合計)

平成20年度大田区文化祭の実施結果を報告する。

実施部門12部門、実施日は10月10日から11月30日までであった。出場者数は3,104名、来場者数9,786名、合わせて約13,000名が参加した。

○大田図書館長

資料)新入新井図書館の進捗状況について

新入新井図書館の進捗状況について報告する。

新入新井図書館は、大森北一開発で建設されるビルの4階に設置される予定である。

今回、平成20年5月19日に締結された基本協定に基づき基本設計がまとまり、ビル全体の概要が決定した。

資料をご覧ください。4階部分の平面図である。薄い緑色が新入新井図書館、青色が入新井特別出張所で管轄する部分、そして黄色が共用部分となっている。

また、平成20年12月1日に開発業者と区の事業契約が締結されており、今後は平成21年7月頃に建設に着手し、平成23年3月に竣工の予定となっている。なお、新入新井図書館の開館時期については、大森北一開発の進捗状況を見ながら今後検討していく予定である。

○指導室長

糺谷中学校のUSBの紛失について報告する。

先程、教育長からも報告があったが、皆様に心配をかけ大変申し訳なく思っている。

現時点では、警察に届出するとともに、タクシー会社などに問合せするなど、懸命に探させているところである。指導室としても、これまでの反省を踏まえ、個人情報管理・持ち出しについては厳しいルールをつくり、再発防止に取り組んでいたところであ

る。そのような状況の中で、無断で個人情報を持ち出し、なおかつ深夜に近い時間に飲み歩き、タクシーの中に忘れたらしいという誠に恥ずかしい事故である。

このようなモラルのない極一部の教員が起こした行動により、大田区的全教員の信用を失墜することになりかねないゆゆしき事態と重大に受け止めている。どうやって教員のモラルアップ、意識改革に取り組んでいくか、改めて校長会も含め協議し、早急に取り組んでいく。

○委員長

部課長の報告に質問、意見はないか。

○野口委員

教育改革担当課長に質問する。

現在の教育目標を変える動きがあることを教育懇談会の委員には話をしているのか。また事務局内の管理職も大田区の教育の大本となる教育目標を変えることを承知しているのか。

○教育改革担当課長

教育懇談会では現行の教育目標を提示している。事務局としては、教育懇談会の議論の中で、新教育プランに合う教育目標に変えてはどうかという意見が出ることを期待していたが特に意見は出てこなかった。現時点では、教育目標を変える動きがあることは各委員には申し上げていない。

また、事務局内の管理職で新教育目標についての議論はしていないが、策定委員会の幹事会というものがあり、そこには全管理職が出席しており、その方向性については報告をしている。

○野口委員

事務局の管理職をはじめ、教育委員会関係者には、教育委員会が教育目標を変え、その大きな立場を変えようとする動きがあるということは、ぜひ知っていてほしいと思う。もう1点、質問する。

学務課長、情緒障害学級はどここの学校に新設するのか。

○学務課長

現時点では東京都の確認がとれていないので、あくまで候補としてお聞きいただきたい。現在候補としているのは、大森東・東調布第三・六郷・南蒲の各小学校である。

○野口委員

中学校に増設の考えはないのか。

○学務課長

中学校については特に不足が生じている状態ではないため、増設は考えていない。

○委員長

ほかに質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第3 「議案審議」

○委員長

第69号議案について説明を求める。

○庶務課長

※別紙資料により説明

第69号議案 幼稚園教育職員の地域手当に関する規則を改正する規則について説明する。本議案は、先の定例会で審議いただいた幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例原案が第4回区議会定例会において議決されたことに伴い提出するものである。内容としては、地域手当の支給割合を14.5%から16.0%に変更するというものであり、平成21年1月1日施行である。

○委員長

ただいまの説明に質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第69号議案について、原案どおり決定してよろしいか。
(「異議なし」との声あり)

○委員長

原案どおり決定する。
つぎに、第70号議案について説明を求める。

○庶務課長

※別紙資料により説明

第70号議案 大森スポーツセンターの指定管理者の指定について説明する。本議案も先の定例会で、その選定について審議いただいたものである。本日は、第4回区議会定例会において議決を経たので、大森スポーツセンターの指定管理者を財団法人大田区体育協会とすることのご承認をいただきたい。

○委員長

ただいまの説明に質問、意見はないか。
(「なし」との声あり)

○委員長

第70号議案について、原案どおり決定してよろしいか。
(「異議なし」との声あり)

○委員長

原案どおり決定する。
つぎに、第71号議案について説明を求める。

○庶務課長

第71号議案と第72号議案は関連する議案のため、合わせて説明してよろしいか。

○委員長

了解した。

○庶務課長

※別紙資料により説明

第71号議案、第72号議案、公文書開示決定等処分に係る審査請求について説明する。両議案は、請求人から平成20年11月5日付で提出された公文書開示請求に伴う審査請求である。公文書開示請求事務は教育委員会が教育長に委任している事務である。今回の審査請求は教育長の行った行政処分に対して、上級行政庁となる教育委員会に提出された。そのため、請求人から提出された書類の件名は異議申立書となっているが、審査請求がなされたということになり、件名を審査請求書と読み替えていただきたい。

一般的な審査請求の流れは、審査請求書の受理・不受理の判断をし、受理となった場合は処分庁、今回の場合は教育長であるが教育長からの弁明書の提出を受けた後、請求人からの反論書の提出となる。最終的には、大田区情報公開・個人情報保護審査会に諮問し答申を受け、教育委員会で判断し決定することとなる。

それでは、審査請求の内容を説明する。

第71号議案は、公文書開示請求に対し、大田区情報公開条例で定められている2週間以内に回答がされなかったことは条例違反であるとして、教育長の謝罪と処罰を求めるものである。そして、第72号議案は、同公文書開示請求に対して、非開示とした名簿部分の開示と文書不存在とされたものは実際には存在するとして、決定に係わった全職員の処分と公文書の開示を求めるものである。

なお、本日審議いただく内容は、次の3点である。

1点めは、審査請求の受理についてである。

行政不服審査法では、記載事項・提出期間を満たすものは受理するよう定められており、本審査請求についてもその定めを満たすものである。

2点め、3点めは受理の決定をした後、処分庁である教育長からの弁明書の提出を求めるかどうか。そして、教育長の弁明書、請求人からの反論書等により、双方の主張・立証が済んだ後、大田区情報公開・個人情報審査会に諮問するというところをご決定いただきたく、2議案を提出する。

○委員長

まずは、第71号議案、第72号議案にある審査請求2件の受理についてであるが、質問、意見はないか。

○櫻井委員

手続き的なことを確認したい。

本件の場合、行政不服審査法でいう処分庁はどこになるのか。

○教育長

処分庁は、教育委員会事務局であり、私、教育長である。

本件では、上級行政庁である教育委員会が審査請求書の受理を判断をすることになる。

○櫻井委員

では、情報公開条例では実施機関は、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会及び議会となっている。ならば公文書開示請求書のあて先は教育委員会になると思うのだが、大田区長と印刷してあるのはなぜか。

また、公文書非開示決定通知書、公文書不存在決定通知書の注1に大田区長に対し異議申立てができることあり、間違った内容を教示したことになる。そうだとすると行政不服審査法の第18条3項の処分庁が誤って異議申立てをすることができる旨を教示した場合に該当し、そのことを本人に通知しなければならないと思うが、そのことに対して対応はしているのか。

○学務課長

この部分に対しては、現在請求人に対して、誤りがあったことを通知する手続きを進めているところである。

○櫻井委員

了解した。

決定通知書の中に審査請求には一言も触れず、異議申立てができると書かれているのだから、請求人が異議申立書という件名で請求してくるのは当たり前のことである。

定型書式をフォーマットとして使用していると思うが、再度書式を確認してほしい。

○次長

今回使用した公文書非開示決定通知書、公文書不存在決定通知書は、区長部局で使用しているものである。教育委員会としては、別途様式を定めているところであるが、誤って区長部局の様式を用いて、教育長名で決定通知書を発行してしまったため、請求人に対して誤った内容を教示しまう結果となった。

○櫻井委員

区長部局だとしても異議申立てはおかしいのではないか。

情報公開条例第13条1項には、不服申立てをすることができる同条2項には不服申立ては審査会に諮問し、その議を経て採決しなければならない、すべて審査に付すると書いてある。審査会という第三者機関がその処分を決定するのであれば、行政不服審査

法第6条の第1号又は第2号に該当し、異議申立てはできないこととなると思うがいかがか。

○次長

大田区情報公開・個人情報審査会は、あくまでも諮問機関であり決定機関ではない。最終的には行政庁である区長が決定するということになるので、審査請求ではなく異議申立ての取扱となる。

○櫻井委員

審査会の位置付けが諮問機関ということであれば、納得できる。

○委員長

公文書開示請求書の日付は11月5日となっているが、それぞれの決定通知書には「11月6日に開示請求のありました」という文書になっており、日付がずれているがかまわないのか。

○学務課長

請求人が公文書開示請求を行ったのは11月5日であるが、区として受理したのは翌日の6日のため、日付がずれているように見えるものである。

○委員長

了解した。

ほかに質問、意見はないか。

○野口委員

法律のこととなると疎いので、もう1度確認する。ここで受理するか、しないかという判断をするということなのか。

○櫻井委員

審査請求については、法律に定められた形式が整っていれば、その内容にかかわらず受理をしなくてはならない。手続き上のレベルの判断となる。

○野口委員

では、先程の庶務課長の説明にあったように、法的形式を満たしているから受理をするということになるのであるか。

○櫻井委員

そうである。

○委員長

では、1点めの本審査請求に対する取扱であるが、受理すると決定してよろしいか。
(「異議なし」との声あり)

○委員長

受理することとする。

2点めは、教育長の弁明書の提出である。審査請求を受理したら、内容を審議せずに弁明書の提出を求めなくてはいけないものか。

○教育長

現時点では、弁明書の提出を求めるかどうかを決定していただくということで、その内容についての議論までは求めるものではない。

○学務課長

先程、庶務課長から流れの説明があったが、弁明書の提出は求めることができるという規定になっている。事務を担当した所管課長としては、ぜひ弁明の機会を与えていただきたい。その上で、請求人からの反論書も踏まえ、大田区情報公開・個人情報審査会に諮問していただければと思う。

○委員長

了解した。

それでは、教育長に弁明書の提出を求めることと決定してよいか。

なお、提出された弁明書については、行政不服審査法第22条第5項の規定により、その副本を請求人に送付する。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

3点めは、大田区情報公開・個人情報審査会への諮問である。

これは大田区情報公開条例第13条に定めにより、弁明書、反論書により教育長及び審査請求人の双方の主張、立証が済みしだい諮問することとしたいがいかがか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

それでは、第71号議案、第72号議案については、原案どおり決定することとする。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

これをもって、第12回教育委員会定例会を終了する。

(午後2時52分閉会)